

金ヶ崎町農業委員会議事録

令和4年6月20日午後1時30分から令和4年第6回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は20名で次のとおりである。

第1番委員	岩野悦子	第11番委員	小坂倫充
第2番委員	高橋義隆	第12番委員	小野まり子
第3番委員	宮舘晃	第13番委員	及川宏和
第4番委員	田口敏	第14番委員	小嶋教三
第5番委員	高橋重貴	第15番委員	山路和弘
第6番委員	名和和弘	第16番委員	高橋新一
第7番委員	高橋正則	第17番委員	佐藤浩幸
第8番委員	松本隆	第18番委員	及川和芳
第9番委員	菊地重治	第19番委員	高橋旦志
第10番委員	有住寿哉	第20番委員	菊地成壽

2. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事務局長	関口潤
事務局長補佐	阿部勝利
係長	藤原一裕
主事	渡辺知美

3. 本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第1号	農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
議案第1号	農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第3号	金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について
議案第4号	令和4年度金ヶ崎町農業委員会の最適化活動に係る目標の設定について

4. 本会議の書記は次のとおりである。

係長	藤原一裕
主事	渡辺知美

議 長 只今から令和4年第6回金ケ崎町農業委員会会議を開会いたします。

時間 13時30分

議 長 只今の出席委員は、20名であります。
定足数に達しておりますので、金ケ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。

議 長 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

——異議なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、議事録署名人には8番松本隆委員、9番菊地重治委員を、書記には事務局を指名いたします。

議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

——異議なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。

議 務 局 長 日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長、報告を求めます。

議 務 局 長 【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】

議 務 局 長 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 質疑がないようですので、諸般の報告を終わります。

議 務 局 長 日程第4、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題とします。事務局説明を求めます。

議 務 局 長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

議 務 局 長 説明が終わりました。

議 務 局 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 務 局 第4番委員 4番 田口です。番号2番及び3番について、解約理由が耕作者の労力不足とありますが、返された所有者も大変なのかなと思います。その後の対応などはどのようになるのでしょうか。

議 務 局 長 事務局、説明を求めます。

議 務 局 長 4番田口委員のご質問にお答えします。番号2番及び3番の案件については、すでに地域で話し合いを持たれており、次の対策が決まっているのが現状です。

議 務 局 長 4番田口委員、よろしいですか。

議 務 局 長 はい。

議 務 局 長 ほか、質疑ございますか。

議 務 局 第17番委員 17番 佐藤です。番号1番について、解約理由が第三者と転用目的で貸借するためとあり、議案書9ページの農地転用許可申請番号7番でその案件が載っています。3筆解約するうちの1筆しか転用しないようですが、時期をずらして残りの2筆も転用するのでしょうか。

議 務 局 長 事務局、説明を求めます。

議 務 局 長 17番佐藤委員のご質問にお答えします。今回は1筆のみの転用許可

申請ですが、作業的に残りの2筆を耕作するのは難しいということで、賃借人は返すということでした。しかし、継続して転用案件の話が広がっているので、現時点ではっきりとはお答えできませんが、ゆくゆくは転用許可申請が出されるものと思われま

議 長
第 1 7 番 委 員
議 長

17番佐藤委員、よろしいですか。

はい。

ほか、質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

質疑がないようですので、報告第1号を終わります。

議 長
事 務 局 長
第 1 1 番 委 員

日程第5、議案第1号 農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定についてを議題とします。事務局、説明を求めます。

【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

説明が終わりました。つづいて、現地調査の報告を求めます。

番号1番の案件について、11番小坂倫充委員より報告願います。

11番 小坂です。番号1番の案件について、現地調査の報告をいたします。6月15日午後に、北部地区の岩野悦子委員、及川和芳委員、高橋旦志委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。

申請地は、[]が物流倉庫及び事務所を建設するため、所有者から売買及び賃貸借により農地を転用する計画で、平成28年4月の農業委員会会議で許可相当の意見決定をし、平成28年5月25日に岩手県知事の許可を受け、事業実施を行っていたところ

です。今回の申請に至った経緯ですが、働き方改革関連法等により当初計画の倉庫規模・機能では要件に合致せず計画変更が必要となっていたところに、事業承継者である[]においては、事業拡大に伴う加工場の増設及び国際的食品の安全標準規格の認証を取得するために工場の新設が急務となり、両社の思惑が一致し、承継に伴う事業計画変更の申し出がありました。

現地を確認したところ、造成工事が途中で中断していましたが、周囲は道路に囲まれていることから、周辺農地への影響は発生しないものと考えられます。

また、変更後の事業計画は、需要に見合う生産拡大及び食品安全規格の認証取得に伴う工場の新設計画であり、変更前の事業計画に比べ、緊急性及び必要性が認められることから、計画変更は問題ないと判断いたしました。以上で現地報告を終わります。

議 長
第 1 3 番 委 員

ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番 及川です。働き方改革関連法への対応により事業が中断したとありますが、これが判明したのはいつごろですか。

議 長
事 務 局 長

事務局、説明を求めます。

13番及川委員のご質問にお答えします。何年に判明したのかということですが、そこは調査しておりませんでしたので、確認したうえで、追って回答させていただければと思います。申し訳ございません。

議 長

ほか、質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第1号 農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定について、承認相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。

議 長 ——全員挙手——
挙手全員であります。よって、本案は承認相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議 長 日程第6、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。事務局、説明を求めます。

事務局 長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。つづいて、現地調査の報告を求めます。
番号1番及び2番の案件については、先ほど報告がありましたので、省略いたします。
番号3番の案件について、17番佐藤浩幸委員より報告願います。

第17番委員 17番 佐藤です。番号3番の案件について、現地調査の報告をいたします。6月16日午前に、南方地区の高橋義隆委員、山路和弘委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。
譲受人である[]が、宅地分譲地7区画を造成するため、農地所有者である[]さんから、田を売買により取得し転用しようとするものです。
農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は都市計画の用途地域に指定されており、第3種農地に該当することから、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。
一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、全額自己資金により実施することを確認しております。
現地は、東側と西側が農地と接しておりますが、L型擁壁を設置し、土砂流出を防止する計画になっているほか、落蓋式側溝を設置し雨水を排水する計画になっていることから、周辺農地等への影響は発生しないものと考えられます。
以上のおり、許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断いたしました。以上で、現地報告を終わります。

議 長 次に、番号4番から7番の案件について、10番有住寿哉委員より報告願います。

第10番委員 10番 有住です。番号4番から7番の案件について、現地調査の報告をいたします。6月16日午前に、街地区の高橋重貴委員と田口敏委員、三ヶ尻地区の及川宏和委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。
譲受人である[]が、ビジネスホテルの建設用地の造成を行うため、農地所有者の[]さん他3名の方々から、売買または賃貸借により、田を転用しようとするものです。
農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は都市計画の用途地域に指定されており、第3種農地に該当することから、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。
一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、全額自己資金により実施することを確認しております。
現地は、東側と南側が道路を挟んで農地と接しておりますが、雨水

排水が農地に流出しないよう、側溝を整備する計画になっていることから、周辺農地等への影響は発生しないものと考えられます。

以上のとおり、許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断いたしました。以上で、現地報告を終わります。

議長

次に、番号8番の案件について、12番小野まり子委員より報告願います。

第12番委員

12番 小野です。番号8番の案件について、現地調査の報告をいたします。6月15日午前に、永岡地区の松本隆委員、小嶋教三委員、高橋新一委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。

借受人である[]が、会社用の車庫建設、駐車場の整備をするため、農地所有者の[]さんから、畑を賃貸借により転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は「おおむね10ヘクタール以上の農地区域内にある農地」であり、第1種農地となりますが、住宅等で集落に接続して設置されるものという例外規定に該当すると判断されます。

一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、全額自己資金により実施することを確認しております。

現地は、南側が水路を挟んで農地と接していますが、水路にコンクリート側溝を整備するほか、雨水は自然浸透とする計画であることから、隣接地への影響は発生しないものと考えられます。

以上のとおり、許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断いたしました。以上で、現地報告を終わります。

議長

ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

第8番委員

8番 松本です。番号8番の案件について、議案書では月額10,000円の賃貸借とありますが、現地確認の資料の農地転用許可申請書では、㎡当たり月額10,000円と記載がありました。今回、許可が下りれば、許可申請書のとおり金額で賃貸借になるのでしょうか。

議事 局長

事務局、説明を求めます。

8番松本委員のご質問にお答えします。現地確認の際にご質問いただいた件、確認いたしました。様式上、㎡当たりの金額を記載するようになっていたので、そのまま記載したとのことで、正しくは転用許可申請総面積715㎡で月額10,000円という賃貸借になります。

議第8番委員

8番松本委員、よろしいですか。

はい。

議第9番委員

ほか、質疑ございますか。

9番 菊地です。永久転用について教えていただきたいのですが、今回番号1番及び2番の案件は平成28年5月に転用許可を得たものの事業が中断していたとのことですが、転用許可後の追跡調査はないのでしょうか。

議事 局長

事務局、説明を求めます。

9番菊地委員のご質問にお答えします。転用許可後ですが、事業進捗状況報告及び完了報告が義務付けられており、まず3カ月目に進捗状況を報告していただきます。その後一年ごとに進捗状況報告、もしくは完了報告を出していただくことになっています。番号1番及び2番の案件もそうですが、報告がない事業者に対しては、年末に県から忘れずに出すよう通知が出されています。事業が完了しない場合、次

の転用許可申請が出されても許可が出ないこともあり得ますので、事業が完了するまで報告義務があります。

議第 9 番 委員
議第 4 番 委員

長 9 番菊地委員、よろしいですか。

はい。

ほか、質疑ございませんか。

4 番 田口です。今の回答で確認ですが、一時転用の案件について事業完了後に農地に復元されたことを確認しましたが、一時転用でも完了報告を出すことになっているのでしょうか。

議 務 局長

事務局、説明を求めます。

4 番田口委員のご質問にお答えします。結論から申し上げますと、一時転用の案件でも報告を出すことになっています。農業委員の皆さんには転用申請後の現地を確認する役目もありますので継続して見ていただければと思います。

議第 4 番 委員
議 長

4 番田口委員、よろしいですか。

はい。

ほか、質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について、番号 1 番及び 2 番の案件については、事業計画変更の承認の条件を付けたうえで、すべての案件について許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

議 長

挙手全員であります。よって、当案件は一部条件を付けたうえで、許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議 務 局長

日程第 7、議案第 3 号 金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、説明を求めます。

【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

説明が終わりました。

ここで、利用権設定番号 1 番の案件について、9 番菊地重治委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当しておりますので退席を命じます。

——第 9 番委員 退席——

議 長

これより利用権設定番号 1 番の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

利用権設定番号 1 番の案件について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

議 長

挙手全員、よって、本案は原案のとおり決定しました。

9 番菊地重治委員の入席を許します。

——第 9 番委員 入席——

議 長 9 番菊地重治委員の案件については、原案のとおり決定しました。

議 長 それでは、議案第 3 号の所有権移転並びに利用権設定番号 2 番及び 3 番の案件について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 ——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

議 長 ——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第 3 号 金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

議 長 ——全員挙手——

議 長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 日程第 8、議案第 4 号 令和 4 年度金ヶ崎町農業委員会の最適化活動に係る目標の設定についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事務局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

議 長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

第 1 1 番委員 11 番 小坂です。農業大学校との連携について、新規就農者確保のための学生へのアプローチなどは行っているのでしょうか。

議 長 事務局、説明を求めます。

事務局 局長 11 番小坂委員のご質問にお答えします。農業大学校との連携につきましては、農林課として各種研修の機会を持つように進めていると承知しています。新規就農者につきましては、県南広域振興局や農業改良普及センター等で胆江地方農業振興協議会という組織を作り相談を受けており、農業委員会もその一員として推進を図っております。

議 長 小坂委員、よろしいですか。

第 1 1 番委員 はい。

議 長 お諮りいたします。休憩したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

議 長 ——なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、暫時休憩いたします。

議 長 ——休憩——

議 長 休憩を解いて再開します。休憩前に引き続き会議を続けます。
ほか、質疑ございませんか。

議 長 ——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

議 長 ——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第 4 号 令和 4 年度金ヶ崎町農業委員会の最適化活動に係る目標の設定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

議 長 ——全員挙手——

議 長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。

議

長

これで、本日の日程は全部終了いたしました。
令和4年第6回金ヶ崎町農業委員会会議を閉会します。ご苦労さ
までした。

時間 14時40分